

質問に対する回答書

件名) 関越自動車道 高崎管理事務所管内舗装補修工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	単価表18「レベリング工 B」及び単価表19「レベリング工 B（夜）」	図面65/113にて、片品川橋の上下線の横断図が記載されており、片品川橋の「レベリング工 B」施工の際は、タックコート(PK-4)を行うと読み取れます。 片品川橋以外の橋梁は「レベリング工 B」の施工の際、タックコート (PK-4) は行わなくてよろしいのでしょうか。	片品川橋以外の橋梁は「レベリング工 B」にて仮舗装し、後日本施工とすることからタックコート (PK-4) は行わないものとします。
2	単価表35「構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (TypeA)」及び単価表36「構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (TypeA)（夜）」	舗装版の取り壊しにあたり、施工区域は「低騒音・低振動対策」が必要な場所でしょうか。	本施工区域にて「低騒音・低振動対策」の指定はありません。 特記仕様書13-2に記載に基づいて貴社の施工計画をお考えください。
3	単価表37～単価表68「交通規制工」	図面94/113からの規制図に「10～20m間隔（工事箇所付近は10m間隔とし、ラバーコーンに保安（警告）灯を設置する。）」と記載されています。保安（警告）灯は、昼間、夜間にとらわれず作業帯設置時は常時設置をすると考えてよろしいでしょうか。それとも夜間の作業帯設置時のみ設置を行うのでしょうか。	常時設置してください。
4	単価表87「撤去工 縁石撤去工A」及び単価表88「撤去工 縁石撤去工A（夜）」	既設縁石の取り壊しにあたり、施工区域は「低騒音・低振動対策」が必要な場所でしょうか。	本施工区域にて「低騒音・低振動対策」の指定はありません。 特記仕様書13-2に記載に基づいて貴社の施工計画をお考えください。
5	特記仕様書38～39ページ 19-9「路面切削工」	19-9-4 (4) にて「損傷がある場合はハマー等を使用して劣化部・損傷部を調査点検しなければならない。」と記載されています。 また、19-9-5(3)にて「なお、「外観、変状範囲調査」に要する費用については諸経費に含むものとし別途支払いは行わないものとする。」と記載されています。 諸経費にて見込まれている調査方法として、調査要領「第2編橋梁 第3章コンクリート 1-3-2」の表3-7の点検ハマーによるコリートの浮き・はく離に対する「打音検査」と考えてよろしいでしょうか。 現状の状態により、ひびわれ深さ「超音波伝播速度法」、鉄筋かぶり「電磁波レーダ法」等の調査の実施が必要となった場合の費用は、変更対象と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。 「外観、変状範囲調査」「塩分浸透量調査」以外の調査を要する場合は別途協議します。
6	単価表35「構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (TypeA)」及び単価表36「構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (TypeA)（夜）」	「構造物等取壊し工 アスファルト舗装版取壊し (TypeA)」にて発生する廃材の運搬に要する有料道路料金は、割掛対象表 参考内訳書の有料道路料金費に含まれているのでしょうか。	共通仕様書18-12-5に記載のとおり各単価項目に含まれております。
7	単価表87「撤去工 縁石撤去工A」及び単価表88「撤去工 縁石撤去工A（夜）」	「撤去工 縁石撤去工A」にて発生する廃材の運搬に要する有料道路料金は、割掛け対象表 参考内訳書の有料道路料金費に含まれているのでしょうか。	特記仕様書19-15-5に記載のとおり各単価項目に含まれております。